

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。われわれ教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は「正しいことは正しい、いけないことはいけない」と本音で言うことのできる人間関係を基礎に、学級、学校の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。私たちは、児童一人ひとりが大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

#### (いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

### 2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。

#### (1) 「校内いじめ・不登校対策委員会」の役割

##### ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行うとともに、改善策を検討していく。

##### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解をはかる。
- ・児童を対象とした生活アンケートや心のアンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

##### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識の啓発

- ・随時、学校だよりを通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

##### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合でも、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 令和5年度の基本方針

#### (1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ア 学校集団適応検査等の結果より、一見落ち着いて見えたり、自由でのびのびとした雰囲気に見えたりする学級集団内で、学習等に対する意欲の個人差が大きかったり、児童同士の小さな衝突がみられたりするなど、個別の対応が必要であることが分かった。
- イ いじめられている児童が、友達や保護者に相談をし、しばらくしてから教員へその情報が伝わったということがあった。また、その後の対応や支援が不十分であった。
- ウ 児童同士の衝突について、教員が「わざとでなはいのはいじめではない」と判断し、対応や支援が遅れてしまった。

#### (2) 課題を解消するための取組

##### ①未然防止について

- ア 児童相互の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、本校が取り組んでいる「とよとみしぐさ」による「他者意識」の向上を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 異学年活動（ペア学年清掃など）や児童集会活動で、協力して取り組むことのできる場を確保する。
- カ 教職員間の連絡を密にし、児童の少しの変化についても共通認識・理解を図る。

##### ②早期発見について

- ア 朝、教室で児童を迎え、給食や清掃をともに行う。放課に児童の様子を見る。
- イ 生活アンケートや、教育相談を実施する。継続・追跡的に見守るとともに、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

##### ③いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。（訴えについては共感しながら、誠実に受け止める。）
- ウ いじめた児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。（個別に対応し、複数であれば教師も複数で対応する。）
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (2) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する行内研修を行い、教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<いじめ防止に係る年間計画>

		いじめ・不登校 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○学級開き ○SCの児童保護者への周知	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会 「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	↓ D	○現職研修① 「いじめ事案への対応について」 ○情報共有・対応協議	○保健指導 ○学区大運動会	○心のアンケート ○教育相談	○学区大運動会
6月	↓ C	○情報共有・対応協議	○山の学習（5年） ○情報モラル指導	○WEBQUの実施→検証→対策 ○教育相談	○学校評議委員会 ○授業参観 ○情報モラル教育
7月	↓ A ↓ P	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施と検証 ○情報共有・対応協議		○生活アンケート ○教育相談	○保護者会
8月	↓	○中間評価と検証 ○現職研修② 「WEBQUを活用した学級経営」			○PTA奉仕作業 ○学区パトロール ○親子あいさつ活動
9月	D	○情報共有・対応協議		○身体測定 ○心のアンケート	○授業参観 ○部活動参観
10月		○情報共有・対応協議	○学芸会	○心のアンケート ○教育相談	○学芸会
11月	↓ C	○情報共有・対応協議	○修学旅行（6年）	○WEBQUの実施→検証→対策 ○教育相談	○親子ドッジボール大会 ○学校評議委員会
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施と検証 ○情報共有・対応協議	○人権週間（講話・道徳授業） ○マラソン大会 ○世代交流会（1,2年）	○生活アンケート ○教育相談	○保護者会 ○マラソン大会 ○保護者向け学校評価アンケート
1月	↓ A	○情報共有・対応協議	○命の授業 ○学校保健委員会	○身体測定 ○心のアンケート ○教育相談	○授業参観
2月	↓ P	○自己評価 ○情報共有・対応協議	○とよとみ学習発表会 ○福祉実践教室 ○なわとび大会	○心のアンケート ○教育相談	○学校評議委員会
3月		○基本方針の見直し ○情報共有・対応協議 ○評議員評価による助言・指導	○6年生を送る会	○心のアンケート ○教育相談 ○次年度への引き継ぎ	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集・対応策の検討	○集会での校長講話 ○職員会の子ども理解 ○道徳、体験、わかる授業の実施	○健康観察の実施 ○SCによる相談	

